

2021年12月13日

金融審議会公認会計士制度部会
神田部会長殿

日本製鉄株式会社
石原 秀威

本日は都合により部会に出席することができず大変申し訳ありません。つきましては、事務局資料の論点①の①②に関しまして本文書にて下記の通り意見を提出させて頂きたく、ご理解ご容赦の程宜しくお願い申し上げます。なお、下記記載以外の論点については、見直しの方向性につき基本的に異存はない旨申し添えます。

記

上場会社の監査については、そのために必要な体制と能力を有する監査事務所が担うこととなるよう規律を高めるべく制度を見直すことが今回の検討の趣旨であると考えます。その観点から、法的裏付けを持って日本公認会計士協会が監査事務所の体制と能力を審査し登録、ないし登録取り消しを行う仕組みとすることには異存はありません。しかしながら、登録時の適格性、登録後の継続的規律付けに関する資料記載の内容については大きな疑問、懸念を抱くところです。

私自身は中小監査法人の体制や能力について良く分かっている訳ではありませんので、実態認識等で誤認があればご容赦頂きたいと思いますが、事業会社の立場で長年監査に関わってきた経験を踏まえた常識的感覚から申し上げれば、公認会計士5人の監査事務所が、あるいは公認会計士個人が共同ないし補助者を得てであったとしても、上場会社の監査を担うことは今や現実的に難しいであろうし、今回の検討趣旨を踏まえれば制度として回避すべきではないかと考えます。上場会社の監査を担う監査事務所においては、個人の独断を許さないマネジメントとガバナンスが確立され、独立した品質管理部門の存在が必要不可欠であり、また、収入面で特定会社への依存度を下げるべきであり、そうした点を考慮すれば資料記載のような体制では不十分でリスクが高いと考えます。別の言い方をすれば、監査の信頼性を高めプレゼンスとレピュテーションの向上を目指すべき時に、日本公認会計士協会として責任を持って適格と評価できることになるのでしょうか。法改正を伴って制度改正を行う今回は、これまでの問題事例を踏まえて上場会社監査の健全性を強固にする絶好の機会だと思います。委員の皆様におかれては、改めてこの点につき、社会が期待する監査に応える内容と言えるか否か、是非真摯にご議論頂きたく宜しくお願い申し上げます。次第です。

以上